平成21年度 教育行政方針

第8期根室市総合計画を基本とする「心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり」を進めるためには、市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、だれでも心豊かに学ぶことができ、その成果が適切に評価される活力ある生涯学習社会の構築が重要です。

国は教育基本法や学校教育法の改定を踏まえ、「生きる力」を育むという現行の学習指導要領の理念を実現するため、その具体的な手立てを確立する観点から、学習指導要領を改訂しています。

しかし、いつの時代にあっても、子どもは子どもらしくあるべきであり、これからも変化の激しい社会を生き抜く人間としての基礎・基本を確実に身に付けさせ、教え、考えさせることを主眼に置いた教育に努めます。

また、社会教育においては社会教育計画に基づき、豊かな心が広がる「ふるさと根室」の創造を推進目標として、市民の自主的な生涯学習活動への支援を図っていきます。

「生きる力」を育てる学校教育の推進

■教育水準の向上と「ねむろを愛する心」を育てる学校づくり

学校運営により多くの保護者・地域の方々の参画を得ながら積極的に情報公開を行い、保護者や地域から信頼される学校運営に努めるとともに、学校職員の資質能力の向上を図るため、学校職員評価制度の実施などにより、総合的な人間力を備えた教師の育成を図り、教職員全体の指導力向上に努めていきます。

■一人ひとりが持つ能力を引き出し、自ら学ぶ力を育てる学習指導

全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、その到達度・理解度を検証しながら教育課程の編成に生かすとともに、その着実な推進により学力の向上に取り組んでいきます。

北方領土学習については、北方領土返還運動原点の地として引き続き教育現場での北方領土学習の充実を図るとともに、北方領土関連事業への参加と体験を通じた取り組みを着実に推進していきます。

■心のふれあいを大切にし、生きる力を育てる生徒指導

道徳教育に主眼を置き、基本的な生活習慣や自分への信頼感、思いやりなどの道徳性を養うとともに、自然体験や社会体験、ボランティア活動などを行い、学校・家庭・地域と連携し一体となった取り組みを推進します。

■自他の生命(いのち)を尊重し、たくましく生きる力を育てる健康・安全指導

生命の尊さや人権を尊重する指導、運動に親しむ習慣を育て、楽しさや充実感を味わうことができる指導を推進するなど、一層の充実を図ります。

学校給食については、調理場における衛生管理の徹底と地場産品の活用を図るとともに、食に関する指導の効果的な取り組みに努めます。

■一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばす特別支援教育

障がいのある子どもたち一人ひとりの、教育ニーズに応じた適切な支援を行う特別支援教育の着実な推進に向け、担当教員の研修会への派遣や独自に研修会を開催するなど、研修機会をより多く提供しながら体制を強化し、適切な指導と支援に努めます。

■児童生徒の教育環境の整備

小・中学校の適正配置の方針に基づき、説明会を開催し関係する地域の方々と保護者と学校の適正配置に係る協議を行うとともに、市街地の学校についても、関係機関や各方面の意見をいただきながら慎重に検討を重ね学校の適正配置に取り組んでいきます。

生涯学習を支援する社会教育の推進

家庭教育の充実は、人格を形成するうえで極めて大切なことから、市民参加による意識の高揚、家庭への呼びかけを推進します。

家庭、学校、地域それぞれが教育力を高め、自立心と社会性を身につけた心豊かな青少年の育成が求められており、各関係者と協働し、各種事業を通して青少年の健全育成に努めます。

児童会館の運営については、鳴海・駒場の児童館を統合し、花咲小学校内で「根室市花咲放課後教室」として開設します。

成人教育については、社会教育計画の重点項目である「子どもを育てる環境づくり」「誰もが社会活動に参加できる意識づくり」や「創造性豊かなふるさとづくり」を目指した社会教育事業を実施するとともに、男女が共に人間として尊重し合い、多様な生き方ができる男女共同参画社会の実現に取り組みます。

【社会教育施設における取り組み】

・公民館事業の推進　幼児期から高齢期の生涯各期にわたる学習機会の提供に努めます。

・図書館活動の推進　地域の情報拠点施設として自主的な学習要求に応える図書館づくりを行います。

・博物館活動の推進　歴史と自然の資料館では、貴重な郷土資料を調査・研究し、郷土学習の推進に努めます。

・別当賀夢原館の利用推進　自主的な生涯学習活動を促進する場として、幅広く市民に利活用を呼びかけるとともに、各学校の体験活動などへの支援に努めます。

郷土に根ざした芸術・文化の振興

総合文化会館は、市民の芸術・文化の普及・促進や施設活用に努め、自主的活動を支援します。また、「総合文化会館事業協会」と連携を図りながら、優れた舞台芸術などの鑑賞機会の確保に努めます。

文化財の保護と活用については、貴重な財産である文化財を次世代に引き継ぐために、適切な保護を図るとともに、学校教育や博物館活動を通じて学習機会の提供と普及に努めます。

生涯スポーツ活動の普及・振興

市民一人ひとりが生涯にわたって気軽にスポーツに親しみ、日常生活の中にスポーツを取り入れることができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。